

News Release

東日本大震災において被災された方に対する安否確認および 今後のご契約のお取扱いに関するご説明完了のお知らせ

チューリッヒ・ライフ・インシュアランス・カンパニー・リミテッド日本支店（以下「チューリッヒ生命」、本社：東京都新宿区、日本における代表者：太田 健自、URL：<http://www.zurichlife.co.jp/>）は、2012年11月23日を持ちまして、東日本大震災で被災されたご契約者様の安否確認および、今後のご契約のお取扱いに関する説明をすべて完了することができましたのでお知らせいたします。

東日本大震災で被災された災害救助法適用地域のご契約者様に対する特別取扱といたしまして、保険料のお払込みが困難な場合、保険料のお払込みを猶予する期間を最長9ヶ月（2011年12月末日まで）としておりました。また、保険料払込猶予期間経過後も保障の継続を希望され、かつ猶予した保険料の一括のお払込みが困難な場合には、2012年10月末日まで分割してお払込み頂くことも可能としておりました。当初は、被災地の混乱等により、ご契約者様と連絡が取れないケースも数多くありましたが、当社として積極的にお客様の安否確認および今後のご契約のお取扱いに関するご説明を行ない、2012年11月23日を持ちまして、すべての対応を完了いたしました。

多くの帰宅困難者が発生したこと等に伴い災害救助法が適用された東京都やその他一部の地域を除きます。

チューリッヒ生命は、今後も「ケア」の精神に基づきまして、精力的にお客様対応を継続して参ります。また、東日本大震災により被害を受けられた皆様には心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧を社員一同お祈り申し上げます。

（チューリッヒ・インシュアランス・グループについて）

ヨーロッパ、北米、中南米、アジア、中東などに事業拠点を持つ国際ネットワークを誇る世界有数の保険グループです。個人、そして中小企業から大企業までのあらゆる規模の法人および国際企業のお客様に、損害保険および生命保険の商品・サービスを幅広く提供しています。チューリッヒ・インシュアランス・グループ（旧名：チューリッヒ・ファイナンシャル・サービスズ）は、スイスのチューリッヒ市を本拠に1872年に設立され、およそ60,000人の従業員を有し、世界170カ国以上でサービスを提供しています。持ち株会社であるチューリッヒ・インシュアランス・グループ社（ZURN）はスイス証券取引所に上場しており、米国においてはADR（米国預託証券）が店頭市場で取引されています。チューリッヒグループに関する詳しい情報は www.zurich.com をご覧ください。

本件に関するお問い合わせ先：

チューリッヒ・ライフ・インシュアランス・カンパニー・リミテッド（チューリッヒ生命）

マーケティング・コミュニケーション部 広報：中本

Tel：042-440-8382 Fax：042-440-8450 E-mail：jpzmmo@zurich.co.jp